

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県越谷市大字砂原字東1002番3

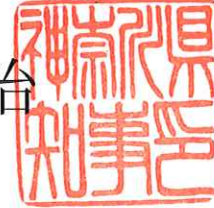
氏名 東進株式会社

法人にあっては名称
及び代表者の氏名

代表取締役 佐藤 吉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日 令和6年5月24日

(初回許可年月日 令和元年5月24日)

許可の有効年月日 令和11年5月23日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

汚泥（※1※2※3）、廃油（※2）、廃酸（※2※3）、廃アルカリ（※2※3）、
廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず（※2）、
金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、
がれき類（※1）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和7年9月1日 変更届出（変更前：埼玉県川口市大字道合281番地6、変更後：埼玉県越谷市大字砂原字東1002番3）

令和6年5月24日 変更許可（品目の追加：汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃酸（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、また廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずについて（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）を追加、ゴムくず、金属くずについて（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）を追加、がれき類について（石綿含有産業廃棄物を含む。）を追加）

令和6年5月24日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。